



国際ロータリー  
2025年規定審議会

# 決定報告書

2025年4月13日～17日 | 米国イリノイ州シカゴ



2025 年 5 月

ロータリアンの皆さま

平素より大変お世話になっております。国際ロータリーの規定審議会は、2025 年 4 月 13 日～17 日に、米国イリノイ州シカゴにて開催されました。RI 細則第 9.150.1 項の手続きに基づき、採択された 31 件の立法案を含む、審議会による決定をここにご報告いたします。

今回の規定審議会には 86 件の制定案が提出され、事前審査で採択された 1 件を含む、31 件の制定案が採択されました。37 件の案件が否決、11 件が撤回、4 件が RI 理事会に付託、3 件が無期限の延期となりました。採択された 31 件の制定案のうち、5 件は修正された上で採択されました。修正され採択された制定案は、番号に\*印を付けてあります。

本報告書に記載された立法案の体裁は、規定審議会に提出された体裁を取っています。現行の組織規定文書への変更がある場合、新しい文言には下線を引き、削除する部分には抹消の線が引いてあります。

これらの立法案をお読みになる際には、各立法案は採択された通りに記載されており、個別のものとお考えください。文書の同じ個所への変更を求める案件が 2 件以上ある場合、重複および相関する変更はすべて、組織規定文書の改定時に規定審議会運営委員会によって加えられます。立法案に特記されていない限り、採択された案件は 7 月 1 日に有効となります。

本報告書の末尾に「立法案反対表明書式」が収められています。RI 細則第 9.150.2 項に準拠し、クラブは本書式を用いて、採択された制定案に対して反対を表明することができます。漏れなく記入された書式は、2025 年 7 月 15 日までに審議会業務部に提出しなければなりません。各クラブは、審議会の決定のいずれかに反対する場合にはのみ、この書式に記入してご返送いただくこととなります。クラブが 2025 年規定審議会の決定に反対しない場合には、何も提出する必要はありません。

稀なケースとして、審議会が採択した立法案に対して必要数の反対票が提出された場合、その立法案は一時保留とみなされます。その場合、全ロータリークラブによる投票が RI 細則 9.150.4 項～9.150.6 項の規定に従って実施されます。投票の結果に基づき、一時保留の制定案が無効となるか、再び有効となるかが決まります。

規定審議会と採択された立法案に関するご質問は、審議会業務部（[council\\_services@rotary.org](mailto:council_services@rotary.org)）にお問い合わせください。

よろしく願いいたします。

A handwritten signature in blue ink, appearing to read "John Huerco", with a long horizontal line extending to the right.

ジョン・ヒューコ

# 立法案

立法案 番号	数案件	票数	ページ 番号
25-01	ロータリークラブの目的を改正する件	287 - 184	1
25-06	中間財務報告の締切日を改正する件	362 - 119	1
25-07	新しいロータリークラブの加盟に必要な会員数を減らす件	305 - 177	2
25-15	ガバナーの任務を改正する件	276 - 203	2
25-16	ガバナーの任務を改正する件	245 - 233	3
25-17	クラブ投票手続における票の保管期間を改正する件	368 - 107	5
25-19	理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件	371 - 107	5
25-22	会長指名委員会の構成を改正する件	329 - 151	6
25-27	理事およびガバナー選挙手続における対抗方法を改正する件	363 - 110	8
25-28	理事会がクラブに対して、会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できることを規定する件	369 - 99	9
25-29	然るべき理由による役員および委員会委員の解任において統一の手続を規定する件	435 - 36	10
25-31	管理委員の3名ないし4名を元RI会長とするよう規定する件	466 - 12	12
25-34*	試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定を改正する件	332 - 149	13
25-35*	ゾーン構成の決定基準を改正する件	364 - 115	13
25-36	会員の多様性の条項を改正する件	288 - 195	14
25-37*	RIにおける政治的主題の禁止を規定する件	273 - 208	15
25-39	理事会決定に対する提訴の手続きを改正する件	350-131	16

修正が入って採択された立法案には、立法案番号の直後に\*の印が付いています。  
文言が調整された立法案は、審議会案件番号の後に（\*\*）が付いています。

立法案 番号	数案件	票数	ページ 番号
25-40*	理事会の決定に対する提訴の際に審議会代表議員に関連資料を提供する件	366 - 118	16
25-41	規定審議会に提訴を起こす前に組織規定文書にあるすべての改善措置を尽くすよう規定する件	454 - 25	17
25-42	ロータリークラブまたはローターアクトクラブの加盟停止・終結の要件を改正する件	同意議題において採択	19
25-49	人頭分担金を増額する件	351-135	19
25-53	プロセスの改善とRIによる経費削減対策に関し定期的に発表するよう規定する件	298 - 186	20
25-54**	理事会の権限を改正する件	378 - 107	20
25-56	制定案に関する締切日を改正する件	447 - 38	21
25-57	審議会代表議員の選出時期と任期開始時期を改正する件	342 - 129	21
25-60	規定審議会前に、規定審議会でも検討する立法案について必要な票の割合を改正する件	345 - 138	23
25-62	規定審議会の開催規定を改正する件	344-145	23
25-68	採択決議案への対応手続を改正する件	380 - 94	24
25-72*	地区大会を毎年開催する要件を削除する件	252 - 216	24
25-73	地区大会と地区立法案検討会での投票に関する投票規定の順序を改正する件	278 - 186	29
25-76	会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する件	254 - 221	30
立法案反対表明書式			34

## 採択制定案 25-01

ロータリークラブの目的を改正する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

### 第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと；
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる社会奉仕プロジェクトを実施すること；
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること；
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

(本文終わり)

## 採択制定案 25-06

中間財務報告の締切日を改正する件

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

### 第7条 会合

#### 第2節 ~~年次総会。その他の会合。~~

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を公表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を1月31日までに開催される会合において発表するものとする。
- ~~(b)~~ (c) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-07

新しいロータリークラブの加盟に必要な会員数を減らす件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第2条 国際ロータリーの加盟申請

#### 2.010. RIへの加盟申請

##### 2.010.1. 新クラブ

新クラブは少なくとも ~~20~~15名の創立会員を有するものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-15

ガバナーの任務を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第16条 ガバナー

#### 16.030.ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、以下を奨励すること。
  - 1. 理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加;
  - 2. RI戦略計画の推進;
  - 3. ロータリー財団の補助金プログラムへの参加;
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) TRFを支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI間の良好な関係を促進すること。

- (h) 地区大会を計画、主宰すること。PETS および地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (i) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
  1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
  2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
  3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
  4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
  5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (j) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) RI 役員の仕事に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-16

### ガバナーの任務を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

#### 第 16 条 ガバナー

##### 16.030.ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う RI の役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。

- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) TRF を支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI の間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること。PETS および地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (i) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
  1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
  2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
  3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
  4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
  5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (j) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) ガバナー補佐（任命されている場合）が地区の発展と会員の結束を促進できるよう、支援を提供すること。
- (p) (q) RI 役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-17

クラブ投票手続における票の保管期間を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 12 条 ガバナーの指名と選挙

#### 12.050.クラブ投票手続

##### 12.050.3.投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の 1 人が過半数の票を獲得したら、直ちに、各候補者の得票数も含め、開票結果をガバナーに報告するものとする。過半数の票を得た候補者が、ガバナーノミニーと宣言されるものとする。同数の場合、指名委員会の候補者がガバナーノミニーとして宣言されるものとする。同数の候補者のいずれも指名委員会の選出者でない場合、ガバナーが 2 人の同数候補のうちいずれか一方をガバナーノミニーとして選出するものとする。ガバナーは、開票結果を各候補者とクラブに速やかに通知するものとする。投票委員会は、ガバナーが候補者とクラブに開票結果を通知してから ~~45~~ 30 日間、全票を保管するものとする。この期間、クラブがいつでも点検できるようにするものとする。選挙の不服申し立てが第 13.030.節に従って提出されない場合、4530 日経過  
後、委員会の委員長が、投票用紙を破棄するものとする。選挙の不服申し立てが提出された場合、それらの票は、その申し立てに対する理事会の決定が下るまで保管されるものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-19

理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 11 条 理事の指名と選挙

#### 11.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

##### 11.020.1.指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるもの

とする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員会は、RIBI内の地区とRIBI外の地区両方を含むゾーンを除き、ゾーン全体から集めるものとする。ただし、ゾーン内に二つ以上のセクションがある場合、ゾーン内のすべての各セクションにある地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、ゾーン内のすべての地区からの選出に同意しない限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員会を選出するものとする。この決定を行うための手続は、理事会によって定められるものとする。

指名委員会の選挙について同意が効力をもつには、選挙前の年度の3月1日までに地区ガバナーが事務総長に書面で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような同意は無効になるものとする。しかし、ゾーン内の過半数の地区が地区大会の決議でこの同意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書面で証さない限り、この同意は効力をもち続けるものとする。

#### 11.020.17.指名委員会の会合

委員会は、翌9月中9月15日と10月15日の間に、理事会によって定められた時と場所において会合するものとする。委員の過半数をもって定足数とし、すべての議事は多数決によるものとする。ただし、委員会が理事ノミニーを選出する場合を除く。理事ならびに補欠のノミニーは、委員会の少なくとも60パーセントに相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は、理事と補欠の指名、または可否同数の場合にのみ投票できる。

(本文終わり)

### 採択制定案 25-22

#### 会長指名委員会の構成を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

#### 第10条 会長の指名と選挙

##### 10.020.会長指名委員会

##### 10.020.3.資格要件

この指名委員会の委員はいずれも、

- (a) 本人が選挙されたゾーン内のクラブの会員であるものとする。
- (b) 会長、会長エレクト、元会長、会長エイドではないものとする。

- (c) 選挙の時点において RI の元理事、または過去 10 年以内に役割を務めた元 TRF 管理委員であるものとする。指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事または元管理委員がゾーン内から得られない場合は、第 17 条に規定する常設委員会の委員を過去 10 年以内に務めたことのある元理事または元管理委員を選挙または任命することができるものとする。委員会委員として選挙または任命できる元理事も元管理委員も特定のゾーン内から得られない場合は、元ガバナーであっても、本細則第 17 条に規定する常設委員会の委員または TRF 管理委員を少なくとも 1 年務めた者であれば、選挙または任命することができるものとする。
- (d) 本委員会委員の任務は 3 回を限度とする。

### 10.030.会長指名委員の選挙

#### 10.030.1.適格な候補者への通知

3 月 1 日から 15 日までに、事務総長は、適格な元理事および元管理委員全員に対して、指名委員として考慮されることを望むかどうかを尋ねる。元理事は、指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことができるかを、4 月 15 日までに事務総長に通知しなければならない。通知しない場合、委員として考慮されることはない。

#### 10.030.2.ゾーン内に資格ある元理事候補者が一人のみの場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事または元管理委員がゾーンに一人しかいない場合、会長は、その理事候補者をゾーンの委員として宣言するものとする。

#### 10.030.3.ゾーン内に適格な理事が二人以上いる場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事または元管理委員が二人以上いる場合、指名委員と補欠委員がクラブ投票で選ばれるものとする。

##### 10.030.3.1.投票の手続

事務総長は、単一移譲式投票の投票用紙を準備し、適格の元理事候補者全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。事務総長は、投票用紙に元理事候補者一人一人の写真と履歴書を添えて、5 月 15 日までにゾーン内の各クラブに送付するものとする。記入した投票用紙は、6 月 15 日までに RI 世界本部の事務総長のもとに必着するよう返送されるものとする。クラブの投票数は、第 15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。

#### 10.030.4.投票委員会の会合

会長によって任命された投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において会合し、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は、6 月 25 日までに開かれる。会合から 5 日以内に、投票委員会は、開票結果を事務総長に対して書面で証するものとする。

#### 10.030.5.委員と補欠委員の公表

過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員となる。第2順位の票数を得た者は、委員会の補欠委員となり、選出された委員が務めを果たせない場合にのみその任に就く。委員と補欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。最高得票が同数となった場合、同数となった候補者から、理事会が委員と補欠委員を任命するものとする。

#### 10.030.6.欠員

委員に欠員が生じた場合、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる、1月1日現在にそのゾーンの最も新しい適格な元理事が新しい委員となるものとする。

#### 10.030.7.任期

委員の1年間の任期は、選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。補欠委員が委員会委員に代わった場合、その補欠者は、委員の残存任期中に委員を務めるものとする。

#### 10.030.8.細則に規定されていない欠員

本項に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、なるべく欠員が生じたそのゾーン内のクラブから、欠員を補充する委員を任命するものとする。

(本文終わり)

### 採択制定案 25-27

理事およびガバナー選挙手続における対抗方法を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

#### 第11条 理事の指名と選挙

##### 11.020. 指名委員会手続による理事ノミニニーと補欠の選挙

###### 11.020.21.対抗候補者の推薦

ゾーンまたはセクション内のどのクラブも対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で採択されたクラブ決議によって提出されるものとする。決議は、地区内クラブおよびほかの一つの地区内のクラブの少なくとも過半数の支持を得ていなければならない。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内の地区およびもう一つの地区のクラブの過半数の支持を

得なければならない。支持は、地区大会またはクラブ投票で得るものとする。支持は、地区ガバナーが事務総長に対して書面で証さなければならない。この決議には、任務に就く意思があり、実際に務めが果たせるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴（理事会が定めた書式に記入）および最近の写真を添付しなければならない。この手続は、当該年の12月1日までに完了しなければならない。さもなければ、対抗候補者は選出に対して対抗する資格を有さない。

## 第12条 ガバナーの指名と選挙

### 12.030.指名委員会手続

#### 12.030.8.対抗候補者の支持

ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者を通知し、この対抗を支持するかどうクラブに尋ねるものとする。対抗候補者を支持するには、クラブは、例会で決議を採択し、ガバナーの定める期日までに、ガバナーに提出しなければならない。有効な対立候補者は、以下のいずれかから支持を得る必要がある：

- (a) 他の 1020 のクラブ、もしくは
- (b) クラブ総数の 2030 パーセント

いずれの場合も、これらは地区内において当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブとし、いずれか多い方の支持を得た対抗候補者が有効とみなされる。クラブは、対抗候補者1名のみ支持するものとする。

(本文終わり)

### 採択制定案 25-28

理事会がクラブに対して、会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できることを規定する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

## 第3条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

### 3.060. 正当な理由による会員またはローターアクターの終結

クラブとローターアクトクラブは、会員資格条件を満たさなくなった会員およびローターアクターの会員身分を、正当な理由をもって終結すべきである。クラブがそうしない場合、理事会は、正当な理由をもって、その会員またはローターアクターの会員身分を終結するようクラブに指示することができる。終結の決定の指針となる原則は、RI 定款第4条第2節 (a)、および会員またはローターアクターに期待される高い倫理基準である。理事会は、終結すべきでない理由を説明するための30日間の猶予を当該会員またはローターアクターに与えるものとする。

る。理事会は、当該会員またはローターアクターが十分な理由を提示しなかったと理事会が判断した場合、30日間の期間後、クラブに対して当該会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できる。会員またはローターアクターの会員身分を終結するには、理事会全体の3分の2の投票が必要となる。理事会は、その裁量により、本節の手續に従って、RIBI内のクラブの会員またはローターアクターの会員身分に関し、RI理事会に代わって決定する権限をRIBIに与えることができる。

および、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

### 第13条 会員身分の存続

第3節 — 自動的終結 — RI理事会。RI細則（第3.060節）の手續に従ってRI理事会がクラブに指示した場合、会員身分は自動的に終結するものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-29

然るべき理由による役員および委員会委員の解任において統一の手續を規定する件  
国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第5条 理事会

#### 5.010.理事会の任務

##### 5.010.1.目的

理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの目的の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理念、倫理、および特質の維持と全世界への拡大という目的のために必要なあらゆることを行う義務を負う。

##### 5.010.2.権限

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

- (a) 組織の方針を定める。
- (b) 事務総長による方針実施の評価を行う。
- (c) RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員会に対する総括的管理および監督を行う。
- (d) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利団体法、およびその後の改正によって与えられた権限を行使する。

#### 5.040.役員および委員会委員の一時保留および解任

~~会長または理事会は、然るべき理由がある場合に、聴聞を行った後で、役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミー・デジグネート、委員を罷免一時保留することができ、然るべき理由には、その職務または地位に関して細則において定められた任務と責任を十分に果たすことができないことが含まれる。聴聞の行われる少なくとも60日前に、理事会は、問責内容および聴聞会の時間、場所、方法を含む通知を、直接もしくは他の迅速な通信手段によって、罷免聴聞にかけられる人に届けるものとする。罷免聴聞にかけられる人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。その人を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。一時保留となった人には、一時保留の根拠を含めた書面による一時保留通知が提供されなければならない。何らかのか関連情報がある場合は、事務総長を通じ理事会にそれを提出する機会が与えられるものとする。理事会は、すべての関連情報を検討した後、一時保留期間の開始日から一年以内に、3分の2の多数決によりその人をその職務または役職から解任するか、または一時保留を撤回するものとする。また、理事会は、第16.060.節の権限も行使することができる。~~

~~職務から解任された人は元役員と見なされないものとする。いかなる職務または役職でも空席が生じた場合、細則に従い埋めるものとする。~~

### 第12条 ガバナーの指名と選挙

#### 12.080.ガバナーノミニーの拒否または一時保留

##### 12.080.1.資格条件に欠ける場合

~~資格条件に欠けるガバナーノミニーの指名は拒否されるものとし、第16.010.節および16.020.節に従って理事会により免除されない限り、事務総長はこれを選挙のために国際大会に提出しないものとする。~~

##### 12.080.2.指名の一時保留

~~ノミニーが任務と責任を果たすことができないと信じる場合、理事会はその指名を一時保留することができる。理事会は、保留の旨をガバナーとノミニーに通知するものとし、ノミニーは追加の情報を提出する機会を与えられるものとする。ノミニーから提出された情報を含むすべての関連事情を検討した上で、理事会は、3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。~~

##### 12.080.3.ノミニーを拒否

~~ノミニーが理事会によって拒否された場合、事務総長は、ガバナーにその旨通告するものとする。事務総長は拒否の理由を述べ、ガバナーがノミニーに通告するものとする。時間が許すならば、ガバナーは、本細則の規定に従い、別のガバナーノミニーを選ぶためにクラブ投票を実施するものとする。さもなければ、ノミニーは第12.090.節に従って選出されるものとする。~~

## 第 16 条 ガバナー

### 16.050.解任

~~ガバナーがその任務と責任を十分に遂行していないと会長が判断した場合、会長はこれを理由にガバナーをその職から解任することができる。会長は当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら 30 日以内に釈明するよう勧告するものとする。30 日が過ぎた段階で、当該ガバナーが十分な理由を提出できなかった場合、会長は、会長の判断でガバナーを解任できる。解任されたガバナーは、パストガバナーとみなされないものとする。~~

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 採択制定案 25-31

管理委員の 3 名ないし 4 名を元 RI 会長とするよう規定する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

## 第 22 条 ロータリー財団

### 22.020.管理委員

会長エレクトが推薦し、理事会が選出した 15 名の管理委員がいるものとする。各管理委員は就任前の年度に選出される。4 名少なくとも 3 名、多くとも 4 名の管理委員は、元 RI 会長とする。すべての管理委員は、TRF 細則の資格条件を満たすものとする。空席が生じた場合、任期を全うする新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出するものとする。管理委員の任期は 4 年とする。管理委員は再選することができ、無報酬でその任を務めるものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-34\*

試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 14 条 管理上の集団と管理上の地域単位

#### 14.030.試験的プロジェクトを通じた監督

理事会は、影響を受けるすべての地区から承認を得ることを条件に、クラブを監督する方法として試験的プロジェクトを創設できる。RIBI内および/またはオーストラリアまたはニュージーランドを含むゾーン内にあるクラブのみを、試験的プロジェクトに含むことができる。理事会は、下記の節に沿っていないこのような関係地区を対象としたガバナンスの規則と手続きを定めることができる：

- (a) 7.020.節および 7.030.節（立法案の提案と承認）
- (a) 8.030.節および 8.040.節（決議案の提案と承認）
- (c) 15.020.節～15.060.節（地区会合と地区資金）
- (d) 16.030.節ガバナーの任務

(本文終わり)

## 採択制定案 25-35\*

ゾーン構成の決定基準を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 11 条 理事の指名と選挙

#### 11.010. ゾーン制の理事の指名

##### 11.010.1. ゾーンの数

世界を理事会が定める通り 34 のゾーンに分割し、理事会が定める通り、ゾーン内のロータリアン数がおおよそ等しくなるようにするものとする。理事会は、ゾーンの境界を定めるに当たり、理事会が重要だと判断したロータリアンの数、地理的、言語的、文化的、その他の要素を考慮できる。

##### 11.010.3. ゾーンの境界の定期的見直し

理事会は、少なくとも 8 年に 1 度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を見直すものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時の見直しを行うことができる。

#### 11.010.4. ゾーンの再編成

ゾーン構成の改正は、理事会が行うことができる。

(本文終わり)

### 採択制定案 25-36

会員の多様性の条項を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

#### 第4条 クラブの会員身分

##### 4.070. 会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するようなバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RIにいつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、性別、ジェンダー、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくはRI定款または細則により明白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力をもたない。

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

#### 第9条 クラブの会員構成

**第2節 — 多様なクラブ会員基盤。**本クラブの会員基盤は、年齢、性別、ジェンダー、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-37\*

RIにおける政治的主題の禁止を規定する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 26 条 地域社会、国家、および国際問題

#### 26.010.適切な主題。

地域社会、国家、世界の一般福祉にかかわる公共問題は、RIの会員にとって関心事であり、会員が各自の意見を形成する上での啓発となるよう、RI会合での公正かつ情報に基づく研究およびディスカッションの適切な主題であるものとする。しかし、RIは、RIもしくはTRFの使命またはプログラムと関連するものでない限り、係争中のいかなる公共政策についても意見を表明しないものとする。

#### 26.020.支持の禁止。

RIは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またRIのいかなる会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

#### 26.030.政治的主題の禁止

##### 26.030.1.決議および見解。

RIは、RIもしくはTRFの使命またはプログラムと関連するものでない限り、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

##### 26.030.2.異議の申し立て

RIは、RIもしくはTRFの使命またはプログラムと関連するものでない限り、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、人びと、政府に対して嘆願せず、また、書状、演説、提案を配布しないものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-39

理事会決定に対する提訴の手続きを改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 5 条 理事会

#### 5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、理事会の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブの少なくとも半数は、少なくとも二つの別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と幹事が証した決議書によって行われるものとする。事務総長は、受理後 90 日以内に審議会議員の投票を実施するものとする。代表議員に問われるのは、理事会の決定を維持すべきかどうかということだけである。~~ただし、次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に事務総長が提訴を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するために規定審議会に提出されるものとする。~~

(本文終わり)

## 採択制定案 25-40\*

理事会の決定に対する提訴の際に審議会代表議員に関連資料を提供する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第 5 条 理事会

#### 5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、理事会の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブの少なくとも半数は、別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と幹事が証した決議書によって行われるものとする。事務総長は、受理後 90 日以内に審議会議員の投票を実施するものとする。代表議員に問われるのは、理事会の決定を維持すべきかどうかということだけである。ただし、次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に事務総長が提訴を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するために規

定審議会に提出されるものとする。理事会の決定時に理事会に提出された関連資料を、投票に先立ち、理事会に提供されたこのような資料の言語で審議会代表議員が参照できるようにするものとする。理事会は、個人情報または極秘とみなされる情報を削除することができる。

(本文終わり)

### 採択制定案 25-41

規定審議会に提訴を起こす前に組織規定文書にあるすべての改善措置を尽くすよう規定する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

#### 第3条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

**3.020.**理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結

##### 3.020.1. 加盟停止または終結

理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

- (a) 会費または RI に対するその他の金銭的義務または義務づけられた地区賦課金の支払を怠った。
- (b) TRF の資金を不正に使用した会員またはローターアクター、または TRF の資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している。
- (c) 組織規定文書ならびに明文化された地区規定に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、RI、TRF、または地区（理事、管理委員、役員、代理人、職員を含む）を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした、または、そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした会員またはローターアクターを有している。
- (d) ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、会員またはローターアクターに対する青少年保護のいかなる申し立てにも適切に対処することを怠った。

#### 第5条 理事会

##### 5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、理事

会の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブの少なくとも半数は、別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と幹事が証した決議書によって行われるものとする。事務総長は、受理後 90 日以内に審議会議員の投票を実施するものとする。代表議員に問われるのは、理事会の決定を維持すべきかどうかということだけである。ただし、次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に事務総長が提訴を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するために規定審議会に提出されるものとする。クラブまたはロータリアンが、（規定審議会への提訴を含む）提訴手続に従わず、また提訴手続を尽くさずにロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、理事会は第 3.020.1.項(c)に従い適切な処置をとることができる。

## 第 13 条 選挙の実施と審査

### 13.030. 選挙審査手続

#### 13.030.5. 選挙審査手続の完了

本細則の選挙審査手続は、選挙によって役職に選任される権利を主張し、または RI 選挙結果に異議を唱える唯一の方法である。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たずを尽くさずに、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、このロータリアン候補者は当該役職に選挙される資格を失い、理事会により定められた期間、RI におけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。クラブまたはロータリアンが、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を求める前に選挙審査手続ならびに第 5.030.節に従った理事会決定に対する提訴手続に従い、かつ完了するそれらを尽くすことを怠った場合、理事会は第 3.020.1.項 (c) に従い適切な措置を取ることができる。

## 第 24 条 仲裁および調停

### 24.010. 必須の調停または仲裁

クラブの現会員または元会員、地区、RI、または RI 役員との間に起こり、友好的に解決できない論争は、理事会の決定を除き、論争当事者が事務総長に要請し、調停によって解決されるか、または調停が失敗した場合は、仲裁によって解決されるものとする。要請は、論争が起きてから 60 日以内に書面にて行われなければならない。理事会は、要請を受理してから 90 日以内に、調停の日取り、場所、方法を決定するものとする。理事会の決定は調停または仲裁の対象とはならず、第 5.030.節に従ってのみ提訴することができる。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-42

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの加盟停止・終結の要件を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第3条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

**3.020.** 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結

#### 3.020.1. 加盟停止または終結

理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

- (b) TRFの資金を不正に使用、またはTRFの資金管理方針に違反した、あるいはTRFの資金を不正に使用した会員またはローターアクター、またはTRFの資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-49

人頭分担金を増額する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第18条 財務事項

#### 18.030. 会費

##### 18.030.1. 人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のようにRIに人頭分担金を支払う。2022-23年度には半年ごとに米貨35ドル50セント、2023-24年度には半年ごとに米貨37ドル50セント、2024-25年度には半年ごとに米貨39ドル25セント、2025-26年度には半年ごとに米貨41ドル、2026-27年度には半年ごとに米貨42ドル75セント、2027-28年度には半年ごとに米貨44ドル63セント、2028-29年度とそれ以降には半年ごとに米貨46ドル50セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-53

プロセスの改善と RI による経費削減対策に関し定期的に発表するよう規定する件  
国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第 18 条 財務事項

#### 18.060.5 5 年財務見通し

18.060.3.ロータリー研究会での 5 年財務見通しの説明発表  
理事またはほかの理事会代理は、各ロータリー研究会で 5 年財務見通しを説明  
発表するものとする。その説明の中に、RI が講じた具体的なプロセスの改善と  
コスト削減策に関する最新情報を盛り込むべきである。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-54\*\*

理事会の権限を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第 5 条 理事会

#### 5.010. 理事会の任務

##### 5.010.2. 権限

理事会は、次の方法によって RI の業務を指示・管理する。

- (a) 組織の方針を定める。
- (b) 事務総長による方針実施の評価を行う。
- (c) RI 運営における定期的な過程・コスト分析の委託、ならびに RI 世界本部と  
国際事務局の間における職員の役割・責務の配分と組織化の見直しなど、  
透明性を高める。
- (e)(d) RI のすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員会に対する総括  
的管理および監督を行う。
- (d)(e) 定款、細則、1986 年イリノイ州非営利団体法、およびその後の改正によ  
って与えられた権限を行使する。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-56

制定案に関する締切日を改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第7条 規定審議会

#### 7.050. 制定案と見解表明案の締切日

事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー一年度の前年度の~~12月31日~~3月31日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、見解表明案ならびに緊急性があると判断した制定案を、規定審議会の開催前の12月31日までに提案することができる。

#### 7.070. 立法案の審査

定款細則委員会は、事務総長に提出された立法案を点検し、立法案の趣旨と効果の声明を公開前に承認するものとする。理事会は、委員会に、理事会に代わってすべての立法案を審査し、欠陥があれば提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言する権限を与える。

##### 7.070.3. 立法案に対する修正案

立法案の修正案は、（定款細則委員会を通じて）理事会によって延期されない限り、審議会が開かれる前の年度の~~3月31日~~5月31日までに、提案者が事務総長に提出しなければならない。

##### 7.070.5. 立法案の公表

事務総長は、審議会の年度の~~9月30日~~10月31日までに、正規の手続で提出された欠陥のないすべての立法案の写しを、各ガバナーおよび審議会議員に提供する。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-57

審議会代表議員の選出時期と任期開始時期を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第9条 審議会の構成と手続

#### 9.040. 代表議員の任期

代表議員の任期は、選出された年度規定審議会の翌年度の7月1日に始まる。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

## 第 9.040.節に関する暫定規定

2025 年規定審議会において制定案 25-57 により採択された第 9.040.節の改正は、  
理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

### 9.050.指名委員会による代表議員の選出

代表議員および補欠は、本節の規定に矛盾しない限り、第 12.030.節に準拠した指名委員会の手続によって選出されるべきである。地区が指名委員の選出方法を採択できなかった場合、指名委員会は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーによって構成されるものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員を務めないものとする。代表議員は、規定審議会が開かれる 2 年前の年度の 6 月 30 日までに選出されるものとする。

### 9.060.地区大会における代表議員の選挙

#### 9.060.1.選挙

地区が指名委員会手続を使用しない場合、年次地区大会にて、また RIBI の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠を選挙してもよい。選挙は、規定審議会が開かれる 2 年前の年度の 6 月 30 日までに行うものとする。RIBI の地区の場合、規定審議会が開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において行われるものとする。

### 9.070.クラブ投票による代表議員の選挙

#### 9.070.3.クラブ投票による選挙

ガバナーは、有資格の候補者をアルファベット順に載せた投票用紙を各クラブに送付し、クラブ投票を実施するものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請した候補者は除かれるものとする。クラブの投票数は、第 15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。ガバナーは、実質的に本項に従って、クラブ投票を実施する委員会を任命することができる。選挙は規定審議会の年度の 6 月 30 日までに実施されるものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-60

規定審議会前に、規定審議会で検討する立法案について必要な票の割合を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第7条 規定審議会

#### 7.070.立法案の審査

##### 7.070.6.審議会における立法案の審議

規定審議会の直接会合の前に、代表議員は、正規の手続で提出され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見する機会を与えられた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることができる。制定案に賛成反対したのが投票権を有する代表議員の20パーセント未満である70パーセントを超える場合、規定審議会の次回の直接会合で審議されないものとする。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の80/70パーセントを超える場合、その制定案は次回の直接会合の同意議題において検討されるものとする。次回の直接会合において、規定審議会は、同意議題、正規の手続で提出されたその他すべての立法案ならびにそれらの修正案を審議して、これに対する決定を行うものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-62

規定審議会の開催規定を改正する件

国際ロータリー定款を次のように改正する。

### 第9条 規定審議会

第2節 一 時期および場所。規定審議会は、3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については、理事会が決める。理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由によりほかの場所で開催する場合を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催される。オンラインによる審議会参加は、例外的かつやむを得ない事情がある場合に限り、理事会が許可できる。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-68

採択決議案への対応手続を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 8 条 決議審議会

#### 8.120.採択決議案

理事会は、決議審議会が終了してから 1 年 6 カ月以内に、採択決議案を審議し、投票するものとする。理事会が特定の決議案の実施を否決した場合、その決定の理由を提供し、文書化するものとする。理事会は、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーおよび全審議会議員に通知するものとする。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-72\*

地区大会を毎年開催する要件を削除する件

国際ロータリー細則を次のように改正する。

### 第 7 条 規定審議会

#### 7.030.クラブおよび地区提出の立法案の承認

クラブおよび地区が提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第 12.050.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1 回の規定審議会につき 5 件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。

### 第 9 条 審議会の構成と手続

#### 9.060.地区大会における代表議員の選挙

##### 9.060.1.選挙

地区が指名委員会手続を使用しない場合、年次地区大会、地区立法案検討会にて、また RIBI の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠を選挙してもよい。選挙は、規定審議会が開かれる 2 年前の年度の 6 月 30 日までに行うもの

とする。RIBIの地区の場合、規定審議会が開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において行われるものとする。

#### 9.060.4.代表議員と補欠議員の選出

地区大会または地区立法案検討会にて過半数の票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠とし、代表議員が務めを果たせない場合にのみ、この補欠がその任に就く。投票手続は第12.050.節および第12.050.1.項の規定に従うものとする。

### 9.070.クラブ投票による代表議員の選挙

#### 9.070.1.クラブ投票の承認

理事会は、~~地区に対し、代表議員または補欠をクラブ投票によって選ぶことを認めることができる。~~地区大会または地区立法案検討会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、代表議員および補欠をクラブ投票によって選出することができる。地区大会で認められた場合、クラブ投票は、地区大会の翌月に実施されるものとする。

## 第11条 理事の指名と選挙

### 11.020. 指名委員会手続による理事ノミニニーと補欠の選挙

#### 11.020.4.選挙

第11.020.9.項、第11.020.10.項、および第11.020.11.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会またはガバナーが実施するクラブ投票で選挙されるものとする。理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙のための地区投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー一年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

#### 11.020.5.推薦

地区内のクラブは、指名委員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している会員がいる場合、委員となる資格のあるクラブ会員を推薦できる。クラブは、その推薦を書面で証するものとし、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会または地区立法案検討会において選挙人、またはガバナーが実施するクラブ投票において選挙人クラブに提示されるものとする。地区大会または地区立法案検討会における投票の場合、各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる

、または用いられる投票において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従った候補者に投じられるものとする。

#### 11.020.10.クラブ投票による指名委員会委員の選挙

事情により必要のある場合、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員をクラブ投票によって選ぶことを認めることができる。その場合ガバナーは、指名委員会の委員と補欠委員の推薦を要請する公式の要請書を地区内の各クラブに送付するものとする。推薦はすべて書面でクラブ会長と幹事が署名しなければならず、ガバナーが定めた期日までにガバナーのもとに届かなければならない。ガバナーは、有資格被推薦者をアルファベット順に載せた投票用紙を各クラブに送付するものとする。候補者は、ガバナーが定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請できる。ガバナーが定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請した候補者は除かれる。クラブの投票数は、第15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。ガバナーは、クラブ投票を実施する委員会を任命することができる。

### 第12条 ガバナーの指名と選挙

#### 12.030.指名委員会手続

##### 12.030.1.ガバナーの指名委員会

指名委員会の手続を採用する地区においては、委員会は、ガバナーノミニーとして最適の候補者を探し出し、推薦するものとする。指名委員の選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会または地区立法案検討会に出席し投票する選挙人が採択した決議またはガバナーが実施するクラブ投票により決定されるものとする。職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

##### 12.030.6.委員会がノミニーを選出できない場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第12.050.節に規定されているように、または第15.050.節に従って地区大会または地区立法案検討会において、クラブ投票でガバナーノミニーを選挙するものとする。いずれの場合も、指名委員会に推薦された候補者のみが参加できる。

### 第15条 地区

#### 15.040.地区大会および地区立法案検討会

##### 15.040.1.開催時

ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時と場所において、地区大会を毎年開催するものとすることができる。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重

ならないものとする。理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21日前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から8週間以内に検討会を招集するものとする。

#### 15.040.2.開催地の選定

~~ガバナーノミニートとその時点におけるクラブ会長の過半数が、大会の開催地について合意しなければならない。あるいは、理事会は、ガバナーノミニート、同年にクラブ会長を務める者の過半数が、大会の開催地を選定できることを承認することができる。クラブがかかる会長を選出していない場合、現会長が開催地の投票を行うものとする。~~

### 15.050.地区大会および地区立法案検討会での投票

#### 15.050.1.選挙人

各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会（開催される場合）への選挙人として証するものとする。会員数が25名を超えるクラブは、25名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が37名までのクラブは1名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38名から62名までのクラブは2名の選挙人を有し、会員数が63名から87名までのクラブは3名の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される（一時保留のクラブは投票権がないことを除く）。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

#### 15.050.4.地区のクラブ投票

本細則によって認可される大会または研修・協議会における諸決定や選挙は、クラブ投票を通じて行うことができる。クラブ投票は、第12.050.節の手續にできる限り沿った形で行うものとする。

## 第16条 ガバナー

### 16.030.ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものと

する。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) TRF を支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI の間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること（開催される場合）。PETS および地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (i) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
  - 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
  - 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
  - 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
  - 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
  - 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (j) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) RI 役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

## 採択制定案 25-73

地区大会と地区立法案検討会での投票に関する投票規定の順序を改正する件  
国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第 15 条 地区

#### 15.050.地区大会および地区立法案検討会での投票

##### 15.050.1.投票に関する一般規定

大会または立法案検討会に出席しているすべての会員義務を果たしている会員は、すべての案件について投票権を有するが、第 15.050.3.項に記された場合を除く。

##### 15.050.1. 15.050.2.選挙人

各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会（開催される場合）への選挙人として証するものとする。会員数が 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される（一時保留のクラブは投票権がないことを除く）。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

##### 15.050.2. 15.050.3.地区大会および立法案検討会の投票手続選挙人のみに制限される投票事項

大会または立法案検討会に出席しているすべての瑕疵なきクラブ会員は、すべての案件について投票権を有するが、以下の場合を除く。大会または立法案検討会における以下の事項に関する投票は、選挙人のみに限られる。

- (a) ガバナーノミニーの選出
- (b) 理事指名委員会の委員と補欠の選出
- (c) ガバナー指名委員会の構成および職務権限
- (d) 規定審議会と決議審議会の代表議員および補欠の選挙、ならびに
- (e) 地区の 1 人当たりの賦課金の額

大会または立法案検討会に提出されたいかなる案件についても、出席しているクラブの瑕疵なき会員は誰であれ、たとえその案件について投票できない会員であっても、票決を求めることができる。この場合の投票は、選挙人に限られるものとする。上記(a)、(b)、(c)および(d)のために投票をする際、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が3名以上おり、単一移譲式投票による投票の場合、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 採択制定案 25-76

会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する件

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

### 第15条 地区

#### 15.020.会長エレクト研修・ラーニングセミナー ~~-(PETS)-~~

理事会が決定した通り、地区内の会長エレクトを積極的に指導し、研修を行う参加を促し、育成するために、地区（または多地区合同）PETS会長エレクト・ラーニングセミナーは、毎年、なるべく2月または3月に開くものとする。ガバナーエレクトが、PETS会長エレクト・ラーニングセミナーを計画、実施、指揮、監督するものとする。

#### 15.030.地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー

地区（または多地区合同）研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーは、必要な技能、知識および意欲を持つクラブの将来のリーダーを育成し、会員基盤を維持、および拡大し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズに取り組むプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じてTRFを支援するために、なるべく3月、4月、5月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナーエレクトが、地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーを計画、実施、指揮、監督するものとする。特別な事情があれば、理事会は、ここに定める時期以外に地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーを開催することを許可できる。地区研修・協議会に出席を要請されるのは、次期クラブ会長とクラブリーダーを含めるものとする。

## 15.040.地区大会および地区立法案検討会

### 15.040.1.開催時

ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開催するものとする。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとする。理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21日前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から8週間以内に検討会を招集するものとする。

## 15.050.地区大会および地区立法案検討会での投票

### 15.050.4.地区のクラブ投票

本細則によって認可される大会または地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーにおける諸決定や選挙は、クラブ投票を通じて行うことができる。クラブ投票は、第12.050.節の手續にできる限り沿った形で行うものとする。

## 15.060.地区の財務

### 15.060.2.地区賦課金の承認

地区資金を調達するために、地区内の会員に対して賦課金を割り当てるものとする。賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 大会に出席し投票する選挙人の過半数
- (b) 研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーまたは PETS 会長エレクト・ラーニングセミナーでの次期クラブ会長の4分の3の承認。標準クラブ定款第11条第5節(c)において指定された代理を含む。

## 第16条 ガバナー

### 16.030.ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。

- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) TRF を支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI の間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること。PETS 会長エレクト・ラーニングセミナーおよび地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーの計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (i) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
  1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
  2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
  3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
  4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
  5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (j) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) RI 役員の仕事に属するその他の任務を遂行すること。

および、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

## 第 10 条 出席

**第 1 節 — 一般規定。**各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
  - (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委

員会会合、地区大会、地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

## 第 11 条 理事および役員および委員会

### 第 5 節 — 役員選挙。

- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト 研修・ラーニングセミナー と 地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト 研修・ラーニングセミナー および 地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト 研修・ラーニングセミナー および 研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした 研修・ラーニング に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

(本文終わり)

# 立法案反対表明書式

反対する立法案 1 件につき 1 枚ずつ本書式を提出してください。クラブが 2 つ以上の採択立法案に対して反対票を投じる場合、この書式を複写してご使用ください。**書式は、2025 年 7 月 15 日必着で米国エバンストンの世界本部にご提出ください。**

- 1) **反対票を投じる立法案:** 本クラブは例会において、以下の 2025 年規定審議会決定に対して、反対票を投じることに合意しました。

25- \_\_\_\_\_

- 2) **クラブの票数:** 各クラブは少なくとも 1 票を投じる権利があります。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で、以下のように投票数を有するものとします。

クラブの会員数	票数
1～37	1
38～62	2
63～87	3
88～112	4
... 以後、同様の方法で続く	

私は、(名誉会員を除く)本クラブの 2025 年 1 月 1 日現在の会員数に基づく票数が、以下の通りであることを、ここに証します。

クラブ名

---

地区番号

---

票数

---

会長の署名

---

**2025 年 7 月 15 日必着で、Eメールで本書式をご提出ください**  
**[Council\\_Services@rotary.org](mailto:Council_Services@rotary.org)**

(上記の日を過ぎて受理された書式は、無効となることにご留意ください)